

## 第3章 計画の基本的な考え方



## 1 計画の基本理念

本計画は、「明和町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を継承する計画として位置づけています。

子どもは家庭をその育ちの基盤としながらも、地域社会との様々な関りにより社会的な存在として育っていきます。しかし、昨今では子どもを取り巻く家庭環境や地域社会が大きく変化し、今まで子育て家庭を支えてきた地域社会の機能が大きく低下しています。

子育ての基盤は家庭としながらも、家庭だけではなく、地域や町全体で子育て家庭を支援する仕組みづくりが今町に求められている大きな役割です。

価値観が多様化する中、今までの家族観や地域社会の常識が変化し、画一的な支援内容では通用しなくなっています。町ではひとりひとりに寄り添うきめ細やかな支援により、どのような家庭環境の子どもであっても体験や学びの機会が得られる環境を整えていきます。

### 明和町の基本理念

**すべてのこどもの権利が尊重され  
親や地域が希望を持って子育てできるまち**

## 2 こども施策の基本理念

本計画の推進にあたっての基本理念は、次世代育成支援対策推進法の行動計画策定指針と、こども基本法に基づく6つの理念とします。

- (1) すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- (2) すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- (3) 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- (4) すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- (5) 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- (6) 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

## 3 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の8つの基本目標を掲げて各施策を推進していきます。

### (1) 幼児期の教育・保育、及び地域における子育ての支援

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた教育・保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指していきます。

## **(2) 親と子の健康の確保及び切れ目のない支援**

安心して妊娠・出産・育児ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、父親とともに安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

## **(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備**

次代を担う子どもたちが、個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校等と地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

## **(4) 子育てを支援する生活環境の整備**

公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と交通安全対策・防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、良質な住宅の建設の促進や地域の居住環境の整備に努めていきます。

## **(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進**

仕事をもつ親が子どもを安心して生み育てられるように、きめ細かな教育・保育サービスの提供を進めるとともに、勤労者や事業主双方の意識啓発を推進するため、広報・情報提供等を関係機関と連携しながら推進していきます。

## **(6) 子どもの安全の確保**

子どもの交通安全を確保するため、また、犯罪等の被害から子どもを守るための取り組みを推進します。また、犯罪・児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアに対して、関係機関と連携し、きめ細かな支援を推進していきます。

## **(7) 支援を要する子どもと家庭への支援の推進**

児童虐待防止、ひとり親家庭等の自立支援、ヤングケアラー支援、障がい児及びその家庭などへの支援等、特に支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細

かな支援の提供を推進し、どのような環境の子どもであっても、学びの機会と将来への希望が持てる環境を整えていきます。

#### **(8) 子ども・子育て支援事業の推進（子ども・子育て支援事業計画）**

子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する子ども・子育て支援事業計画（本計画第5章）に基づき、子ども・子育て支援新制度による事業を推進します。

## 4 計画の体系

